

## 大阪市における消費者セミナーの開催について

平成28年5月20日

公正取引委員会事務総局

近畿中国四国事務所

公正取引委員会は、独占禁止法の運用を通じて公正かつ自由な競争を促進することにより、一般消費者が良質・廉価で多様な商品・サービスを選択することができるよう努めるとともに、不当表示などの景品表示法違反に係る調査や景品表示法の普及・啓発にも取り組んでいます。

今般、近畿中国四国事務所では、これらの活動を一般消費者に広く知っていただくため、以下のとおり、消費者セミナーを開催することとしました。

### 1 日時・場所

平成28年6月22日（水）13:00～15:00

大阪合同庁舎第4号館 2階 第2共用会議室

（大阪府中央区大手前4-1-76）

大阪市営地下鉄谷町線・中央線 谷町四丁目駅 5番出口からすぐ）

### 2 内容

- (1) セミナー「私たちの暮らしと独占禁止法の関わり」  
「かしこい商品選択－景品表示法とは－」（別添参考）
- (2) 意見交換

### 3 その他

- (1) 定員 70名（申込み先着順）
- (2) 申込方法 別添の参加申込票によりFAX（06-6943-7214）によるか、又は、電話で直接お申込みください。

※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。

問い合わせ先 公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所取引課

電話 06-6941-2175（直通）

ホームページ [http://www.jftc.go.jp/regional\\_office/kinki/index.html](http://www.jftc.go.jp/regional_office/kinki/index.html)

# 消費者セミナー開催のお知らせ



かしこい商品選択  
- 景品表示法とは -

こんなコトが起こると暮らしがあぶない! ~企業の違反行為~



家計を直撃!

どうして値段が同じ?



本当に室温-5.4℃??

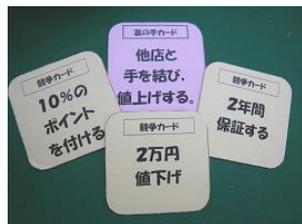
「寝ている間に」!!!

## <セミナーの一例>

### ■シミュレーションゲーム

~仮想電気街における競争~

皆さんに家電量販店の経営者になっていた  
だき、競争のある市場、  
競争のない市場を体験  
していただきます。

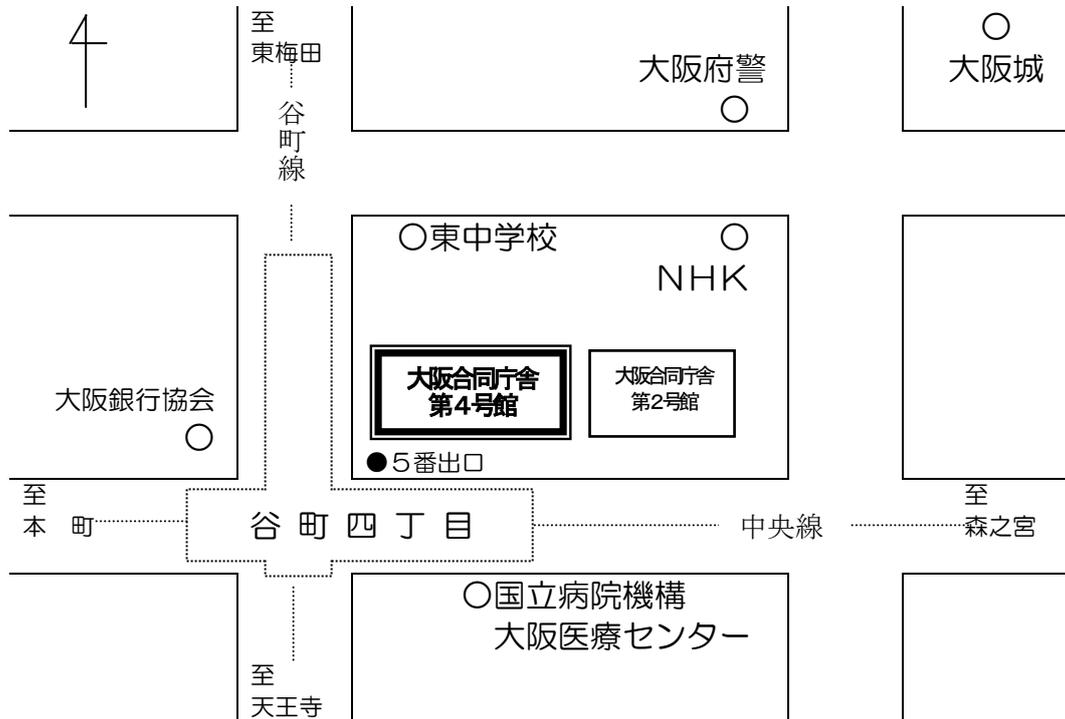


皆さんは、普段、どこでお買い物をしていますか? また、どうしてそのお店を選んでいきますか? 家から近い、品揃えが良い、サービスが良い etc... 皆さんのそれぞれのお考えで選択していると思います。そうした何気ない日常に公正取引委員会の活動が関わっていることをご存知でしょうか? 消費者セミナーでは、このような公正取引委員会の活動を皆さんにお伝えしたいと考えています。

開催日時	平成 28 年 6 月 22 日 (水) 13:00~15:00
開催場所	大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館 2 階第 2 共用会議室
定員	70 名 (定員に達したことにより御参加いただけない場合のみ御連絡いたします。)
申込方法	下記に必要事項を記載の上, FAX によるか, 又は, 電話で直接お申込みください。(電話の場合, 9:15~18:00 [土・日・祝日を除く。])
申込先	公正取引委員会事務総局近畿中国四国事務所 取引課 電話 06-6941-2175 FAX 06-6943-7214

## 会場案内図

住所：大阪市中央区大手前 4-1-76 大阪合同庁舎第 4 号館  
最寄駅：大阪市営地下鉄（谷町線・中央線）谷町四丁目駅（5 番出口）



## 参加申込票

公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 取引課 行  
(FAX 06-6943-7214)

	所属団体名	お名前	電話番号
1			
2			
3			
4			
5			

※ お申込みをいただいた方の個人情報は、「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」の規定に従って厳正に取り扱います。